

富谷市地域福祉計画

令和4年度 包含計画評価報告書

(成年後見制度利用促進計画、生活困窮者自立支援計画、自死対策計画)

【施策（各事業実績）】

方向性2 権利擁護の推進と体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】

(1) 権利擁護と成年後見制度の利用促進（富谷市地域福祉計画 62ページ）

支援を必要としている人の権利や意思決定を社会全体で支援するため、権利擁護と成年後見制度の利用促進に取り組みます。

| 区分 | 主な事業（実績） |
|-------|--|
| 市の取組 | <p>①権利擁護事業・老人ホーム入所措置（保健福祉総合支援センター） 心身の状態や環境の状況等により、在宅において日常生活を営むことに支障がある65歳以上の2名について、養護老人ホームの入所を措置。（老人ホーム入所措置） 権利擁護事業では、NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」へ委託し、虐待を含めた困難事例や成年後見、債務整理等の助言をいただいている。</p> <p>②高齢者・障がい者・児童等虐待防止連絡協議会（支援センター、地域福祉課、子育て支援課） 各虐待防止連絡協議会において代表者会議を年1回開催し、虐待予防や早期発見・対応、支援者としての姿勢や当事者との関わり方等について研修を実施。 また、実務者会議を年1～3回開催し、支援方針や役割分担の確認を行った。</p> <p>③社会福祉協議会や関係機関との協議を重ね、権利擁護の取組を推進する中核機関の業務、地域課題、連携体制構築について協議する成年後見制度利用促進協議会を設置し開催。また利用促進に向けて研修会や広報紙による周知啓発、相談から申立て及び選任後の後見人等支援を一体的に行い、地域連携ネットワークの充実を図った。 （保健福祉総合支援センター、地域福祉課） 成年後見制度の新たな担い手として要請した市民後見人候補者名簿登録者を対象に、市民後見人フォローアップ研修を開催。（保健福祉総合支援センター）</p> <p>④成年後見制度利用支援事業（保健福祉総合支援センター、地域福祉課） 該当者へ審判請求費用及び後見人等報酬助成を実施。制度の利用促進を図るため市民向け研修会を開催し13名が受講。また、広報紙による制度の周知啓発を図った。</p> |
| 外部団体等 | <p>①富谷市社会福祉協議会 ・権利擁護センター：複合課題を抱えるケースの定期的支援や単発の支援を実施。 ・成年後見サポート推進協議会：審議する個別事案はなかったが、社協における日常生活自立支援事業の今後の在り方について検討した。</p> <p>②虐待防止連絡協議会 弁護士、警察、宮城県、医療機関、消費生活センター、人権擁護委員、民生委員、社協、各サービス事業所、学校、保育所・幼稚園、児童クラブ等</p> <p>③NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」</p> <p>④サポネット宮城（宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会）</p> |

【施策（評価）】

| | |
|---|---|
| <p>方向性2 権利擁護の推進と体制づくり【成年後見制度利用促進基本計画】</p> <p>(1) 権利擁護と成年後見制度の利用促進（富谷市地域福祉計画 62ページ）</p> <p>支援を必要としている人の権利や意思決定を社会全体で支援するため、権利擁護と成年後見制度の利用促進に取り組みます。</p> | |
| <p>振り返り</p> | <p>事業の見直しや修正</p> |
| <p>権利擁護については、対象者の状況及び意向を確認し、ニーズに応じた対応を行ってきた。</p> <p>虐待防止連絡協議会では、法律・福祉・医療等の関係機関との連携により、支援を必要とする人の把握や早期対応に努めた。また、虐待予防や早期発見・対応の強化、及び権利擁護についての理解を促進するため、関係機関を対象に研修会等を開催した。</p> <p>実践目標としている成年後見制度利用者数が増加した要因としては、市民向け研修会や広報紙による成年後見制度の周知・啓発を行ったことや、相談支援の中から必要性を見出し、申立て支援を行ったことにより制度利用促進に寄与したものと考えられる。</p> | <p>権利擁護や虐待については、引き続きニーズに的確に対応するとともに早期対応に努め、本人の尊厳を維持しながら生活できるよう支援を継続する。</p> <p>成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進協議会において地域課題等を検討し、中核機関は、制度の利用促進に資する相談・広報・促進(マッチング)・後見人支援の各機能を担う。</p> <p>3名の市民後見人候補者名簿登録者に対し、フォローアップ研修により、受講で得た知識と面接技術等が維持できるよう実施する。今後の市民後見人養成研修開催については、市民のニーズ及び県の動向を鑑み検討する。</p> <p>成年後見制度の利用支援については、市民向け研修会の開催と広報紙を活用し、制度に関する記事の掲載を継続し、制度周知啓発を図る。</p> <p>法人後見については、安定的に実施できるような体制について、県及び県内市町村との協働も視野に入れながら事業展開を検討する。</p> |
| <p>推進協議会の意見</p> | |
| <p>※意見はなし。</p> | |

方向性3 一人ひとりの状況に応じた支援の展開【生活困窮者自立支援計画】

(1) 生活困窮者等への支援の充実(富谷市地域福祉計画 64ページ)

生活困窮者等が地域で孤立しないよう、サービスの周知を図り、相談支援や助成を行います。

| 区分 | 主な事業(実績) |
|------|---|
| 市の取組 | <p>①自立相談支援事業(生活困窮者自立相談支援制度)(地域福祉課) 仕事、住居、心身の不調、借金、家庭・人間関係、社会的偏見等の問題を複合的に抱える生活困窮者に対し様々な悩みの相談を受け、支援計画を作成し生活再建の支援を行うもの。 地域福祉課内に富谷市自立相談支援センター(主任相談員、相談支援員、アウトリーチ支援担当、家計改善支援担当、就労準備支援担当の計5名)を設置。 新規相談件数：245件(延べ6,506件)。 新型コロナウイルス感染の長期化により、一定の収入や資産等の要件を満たした世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給。 給付世帯件数：41世帯</p> <p>②住居確保給付金(生活困窮者自立相談支援制度)(地域福祉課) 離職等により経済的に困窮して住居を失った方等、一定期間家賃補助を行うもの。 10世帯に、計2,060,900円を支給。 支給世帯は見込みより少なかったものの、申請世帯には迅速な対応を行い、支給決定後も就職活動状況等の確認を行った。</p> <p>③地域者や社会から孤立している人の支援(子育て支援課、地域福祉課、長寿福祉課) 市内でこども食堂を実施しているNPO法人から活動内容についての情報収集を行い、実態把握に努めた。(子育て支援課) 地域福祉課において、「ひきこもり相談窓口」を設置。 ・ひきこもり支援チーム定例会を月1回開催。 自立相談支援センターアウトリーチ支援員、富谷市障がい者等相談事業相談員、地域福祉課精神保健福祉担当保健師、地域生活支援担当職員によるひきこもり相談・支援ケースの状況報告及び支援体制・プラン検討を実施。 実施回数：12回 ・ひきこもり医師相談会を実施。回数：5回 実相談者数：6名 ・自立相談支援センターにてアウトリーチ支援事業を実施し、ひきこもり支援を実施。(支援世帯：20世帯)</p> <p>④生活困窮者の支援のための関係機関との連携体制については、毎月1回地域福祉課と自立相談支援センターとの連絡会議を実施。また、個別ケースの支援調整会議を5回実施。 生活福祉資金貸付窓口である社会福祉協議会と自立相談支援センターとの情報交換会を実施し、生活困窮者の現状と課題について共有化を図った。(地域福祉課)</p> <p>⑤生まれ育った環境に左右されない子どもへの学習支援や居場所の提供について生涯学習や市民からの窓口の拠点として公民館を設置し、地域に根差した活動を行っている。(生涯学習課)</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>子どもの生活実態調査を小学5年、中学2年、その保護者に対しR4. 12. 16～R5. 1. 10まで実施し貧困も含め生活状況についてアンケート調査を行った。(子育て支援課)</p> <p>市内でこども食堂を実施しているNPO法人と打ち合わせを実施。(子育て支援課)</p> <p>こども食堂、フードパントリーの開催チラシを窓口に配置。(子育て支援課)</p> <p>⑥小中学校要・準要保護児童生徒援助費補助事業(学校教育課)</p> <p>経済的理由によって就学困難な児童について、学校用品費等を給付することにより、経済的負担を軽減し、公平公正な教育の機会を提供。(学校教育課)</p> <p>小中学校や広報を通じて広く周知するとともに対象者に対して適正給付を行った。</p> <p>⑦人権教育・相談等事業(市民協働課)</p> <p>社協と連携を図りながら、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員等による身近な場所での相談窓口の開設により、市民の安全安心な日常生活の確保に努めた。</p> <p>法律相談については、市民の法的問題の相談に対し、弁護士による専門的な助言を行うことができた。</p> |
| 外部団体等 | <p>①富谷市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金貸付 新規3世帯、貸付総数16世帯 ○生活安定資金貸付 4世帯、 ○緊急小口資金特例貸付総数 309件 ○フードバンク支援 3世帯 <p>②特定非営利活動法人ふうどばんく東北AGAIN</p> |

(2) 働く機会の確保(富谷市地域福祉計画 65 ページ)

生活困窮者や求職している人が個々の能力に応じた適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労活動を支援します。

| 区分 | 主な事業(実績) |
|------|---|
| 市の取組 | <p>①生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮者自立支援制度)(地域福祉課)</p> <p>生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員による就労支援を実施。</p> <p>②就労準備支援事業(生活困窮者自立支援制度)(地域福祉課)</p> <p>就労が困難な人を対象に一般就労ができるよう就労に向けた準備プログラムを最長1年の有期で実施するもの。</p> <p>利用者5名のうち、就労決定が3名、医療機関へ繋いだ者1名、技術専門学校への進学支援が1名。</p> <p>③障がい者の就労支援(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター利用者 登録17名中、就労希望者は5名いたが、年度内に就労につながった方1名。 ・開所の問い合わせがあった事業所に対し、不足しているサービスやニーズの高いサービスの情報共有を行い、事業所参入に繋がるよう努めた。 <p>④企業等の障がい者への理解促進に関しては、個別事例を通して障害者雇用の企業等</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>と連携を図った。また、富谷市・黒川地域自立支援協議会「就労支援ネットワーク会」を1回実施したが、企業等との具体的な取組には至っていない（地域福祉課）</p> <p>⑤富谷市障がい者等相談支援事業、富谷市障がい者等基幹相談支援事業(地域福祉課) 基幹相談支援事業及び障がい者等相談支援事業では、障害特性に合わせた就労相談を実施し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター「わ〜く」等関係機関と連携し支援に努めた。</p> <p>⑥労働雇用対策事業(産業観光課) シルバー人材センターの富谷茶復活プロジェクトへの適切・適正な支援を行い、高齢者の雇用の創出につながった。</p> <p>⑦ひとり親家庭自立支援給付金事業(子育て支援課) 【家庭児童相談室】 高等職業訓練促進給付金を1名、自立支援教育訓練給付金を2名に支給し、就職に有利な資格を取得するために修業するひとり親に対し給付金を支給した。</p> <p>⑧農福連携等(地域福祉課) 一人ひとりの心身の状況に応じた就労や活躍の場を確保するための事業所等との連携強化については、農林振興課にて実施したヒアリング調査時、対象事業所の情報提供を行った。 市民ニーズ調査及び市内の福祉事業所へのヒアリング調査により、ユニバーサル農園としての在り方や、障がい者の雇用創出などを検討した。（農林振興課）</p> |
| <p>外部団体等</p> | <p>①ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介、就労定着支援等 ・ハローワーク大和「就職支援ナビゲーター」による出張相談会の実施 <p>②障害者就業・生活支援センター「わ〜く」</p> <p>③富谷市シルバー人材センター</p> |

【施策（評価）】

| 方向性3 一人ひとりの状況に応じた支援の展開【生活困窮者自立支援計画】 | |
|---|---|
| <p>(1) 生活困窮者等への支援の充実（富谷市地域福祉計画 64ページ）</p> <p>生活困窮者等が地域で孤立しないようサービスの周知を図り相談支援や助成を行います</p> <p>(2) 働く機会の確保（富谷市地域福祉計画 65ページ）</p> <p>生活困窮者や求職している人が個々の能力に応じた適切な仕事に就くことができるよう、関係機関と連携し、就労活動を支援します。</p> | |
| 振り返り | 事業の見直しや修正 |
| <p>実践目標の自立支援プラン作成件数は364件で、前年度91件より減少した。要因としては、新型コロナウイルス感染症の経済的影響等がR3年度より落ち着き、コロナ禍ながらも経済活動が回っていたことが考えられる。</p> <p>新規相談者数は、245件（前年度比55件減）延相談者数は6,506件（前年度比1,099件増）となっており、継続支援の必要な方が増加していると捉えている。</p> <p>昨今の生活困窮者への支援は、支援件数の増加、コロナ禍の影響により急遽困窮状態に陥った方への支援から将来的に困窮のリスクを持つひきこもりの方や、困窮の背景に病気や障害を持つ方への支援など多様化・複雑化したニーズへ対応した「一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援」を求められている。この状況を踏まえ、自立相談支援センター事業も生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施、アウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業を実施し、支援員も5名体制でチームとして支援を実施した。</p> <p>生活困窮者への支援については、地域福祉課及び委託先の富谷市自立相談支援センターにて、定期的に連絡会議を持ち、情報共有することで、支援の方向性の道筋の決定や新たな課題把握につながっている。</p> <p>また、生活困窮のみならず複雑化した課題を持つケースへの支援については、重層的支援機関とも連携し支援を検討している。</p> <p>ひきこもり相談窓口や医師相談会等については、広報等にて周知を図り、一定数の相談があり、ケースの掘り起こしとして効果を感じているが、問題解決にはすぐに結びつかず、粘り強い支援が必要となっている。</p> | <p>生活困窮者支援体制の構築のため、地域福祉課及び自立相談支援センターとの連絡会議をベースに、必要に応じ民間団体等も含めた関係機関の参画も図り、生活困窮支援に対する地域課題の共有、連携支援の方策を検討していく。</p> <p>子どもの貧困については、令和5年度にこどもの貧困対策計画(仮称)策定予定。</p> |

ひきこもりの背景には精神疾患や発達障害等の要因を抱える方もおり、令和4年度より「ひきこもり支援チーム定例会」として、自立相談支援センターアウトリーチ支援員、富谷市障がい者等相談事業相談員、地域福祉課精神保健福祉担当保健師、地域生活支援担当職員による、ひきこもり相談・支援ケースの状況報告及び支援体制・プラン検討を実施し、チームで多角的に関わる支援方法をとっている。

急激な支援結果は得られづらいもののアウトリーチ支援を実施しながら、地域から孤立させず、息の長い支援につなげていく必要がある。

こどもへの学習支援や居場所の提供等の検討については、子育て支援課にて令和4年度に、こどもの貧困対策計画（仮称）についてのアンケート調査を実施し、地域の現状把握を行った。令和5年度の計画策定に向け、子どもの生活実態調査を行い、分析を実施している。結果によって、子どもの貧困対策に必要なサービスなどの検討が必要となってくる。

また、子ども食堂等の子どもの居場所づくり事業を行う団体の情報を集めていく必要がある。

障がい者等相談支援事業所では、障がい者相談支援専門員により、ライフステージに応じた切れ目のないコーディネーター機能を活かし、関係機関と横断的支援を行った。障がい者の就労相談も多く、企業等の障がい者への理解促進については、富谷市・黒川地域自立支援協議会「就労支援ネットワーク会」や障害者就業・生活支援センターとも連携を図り支援していく。

推進協議会の意見

多様・複雑化している生活課題に対応するためには、他分野との共同支援事例を蓄積して、分析することも必要だと思う。その中で、さらに新たな支援先や支援事業が必要だという事も見えてくるので、日頃から支援機関との関係性を深めていくことを心掛けてもらいたい。

相談窓口では「収入が足りないので働きたい」との訴えに対し、収入が足りないと感じるに至る経緯等、世帯の状況について丁寧に聞いていくと、壮年期のひきこもりの子を抱えている等、複合的な課題を抱えているということが多い。表面的な相談主訴に囚われず、その背景にある原因を見逃さずに支援していくという視点が重要である。

方向性5 生きるための包括的支援の体制づくり【自死対策計画】

(1) 身近で大切な人の心の声に気付き、気軽に相談できる体制づくり（地域福祉計画 71ページ）

あらゆる機会を通じて自殺リスクを早期発見・早期対応するため、各種関係機関と連携し、包括的支援体制を構築するとともに、自死予防や相談窓口に関する普及・啓発に努めます。

| 区分 | 主な事業（実績） |
|-------|---|
| 市の取組 | <p>①自死予防対策支援事業（地域福祉課） 自殺予防週間や自殺対策強化月間等に、広報にて相談先等（電話、SNS等）の周知・啓発を実施。相談分野別の相談機関一覧（市・県）を窓口时常設。 相談窓口周知啓発用ポケットティッシュ（634個配布）、自死予防月間ポスター掲示を公民館・地域包括支援センター等の関係機関を通じ設置。 市役所職員向けのゲートキーパー養成研修を開催（31名参加）</p> <p>②悩みを抱えた児童生徒への対応（学校教育課） 市立小学校8校、市立中学校5校にスクールカウンセラーを配置し、学校における児童生徒の指導体制との効果的な連携を図りながら、学校生活の悩みを抱え悩んでいる児童生徒、思春期における情緒不安定な児童生徒や不登校児童生徒に対して支援や助言を行い、解決の糸口につなげている。</p> <p>③包括的支援体制の構築（全庁、事務局：長寿福祉課） 重層的支援体制整備事業移行準備事業に着手し、属性を問わない包括的な支援体制を構築することを目的に、保健福祉部内に庁内連携会議（庁内連携体制構築事業）を設置。</p> <p>④地区健康教室等における心の健康づくり（健康推進課） コロナ禍で開催が自粛されていたが、徐々に再開しており、令和4年度は8地区135名に対しその地区のニーズや課題にあった健康教育を実施。そのうち、あけの平公民館でこころの健康づくりについての健康教室を実施した。</p> <p>⑤自殺対策強化月間における心の健康づくり（健康推進課） 市役所交流ホールにこころの健康についてのリーフレット等を設置。自殺対策強化月間に合わせて、メンタルヘルスに関する記事を広報へ掲載。 健康推進員育成にむけ定例会を8回開催。うち1回をこころのセルフケアについて実施。</p> |
| 外部団体等 | <p>①厚生労働大臣指定法人 一般社団法人いのち支える自死対策推進センター</p> <p>②一般社団法人 日本産業カウンセラー協会東北支部 JAICO「ほっと一息ルーム」（無料対面相談、自死問題に関連した相談・遺族の相談）等</p> <p>※相談先詳細は、宮城県公式WEBサイト「自死対策に関する相談窓口等」に掲載</p> |

(2) 自死対策を支える人材の育成（地域福祉計画 72ページ）

日常生活の中で家族や友達、同僚の悩みに気付き、耳を傾け、必要に応じて、相談窓口や各種団体へつなぎ、見守ることができる人材の育成に取り組みます。

| 区分 | 主な事業（実績） |
|-------|--|
| 市の取組 | <p>①自死対策ゲートキーパー養成講座（地域福祉課） 市職員向けのゲートキーパー養成研修を開催。（31名参加）</p> <p>②市役所相談窓口等での自死予防対応（全庁） 対応している各人が、相談者の様子について気を配り意識するよう心掛けている。</p> |
| 外部団体等 | <p>①宮城県自死対策推進センター</p> |

(3) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の充実（地域福祉計画 73ページ）

家庭や地域、学校において、命の大切さだけでなく、様々な不安やストレスへの対処方法を身に付けるため、SOSの出し方に関する教育を推進します。

| 区分 | 主な事業（実績） |
|-------|---|
| 市の取組 | <p>①いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策調査委員会（学校教育課） いじめの防止や早期発見、対処のあり方等について、総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題対策調査委員会を合同で開催。 本市の児童生徒の尊厳を保持するため、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を実施。</p> <p>②いじめ対応（学校教育課） 各学校の生徒指導担当者会を年3回、いじめ・不登校担当者会を年3回開催し、すべての教職員のいじめへの意識を高め、組織的に対応することの重要性を改めて確認。</p> |
| 外部団体等 | <p>①不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ） 教育全般の悩み、友達や家族などの悩み</p> <p>①NPO法人ロージーベル いじめや学校生活など様々な子どもの悩み</p> |

【施策（評価）】

方向性5 生きるための包括的支援の体制づくり【自死対策計画】

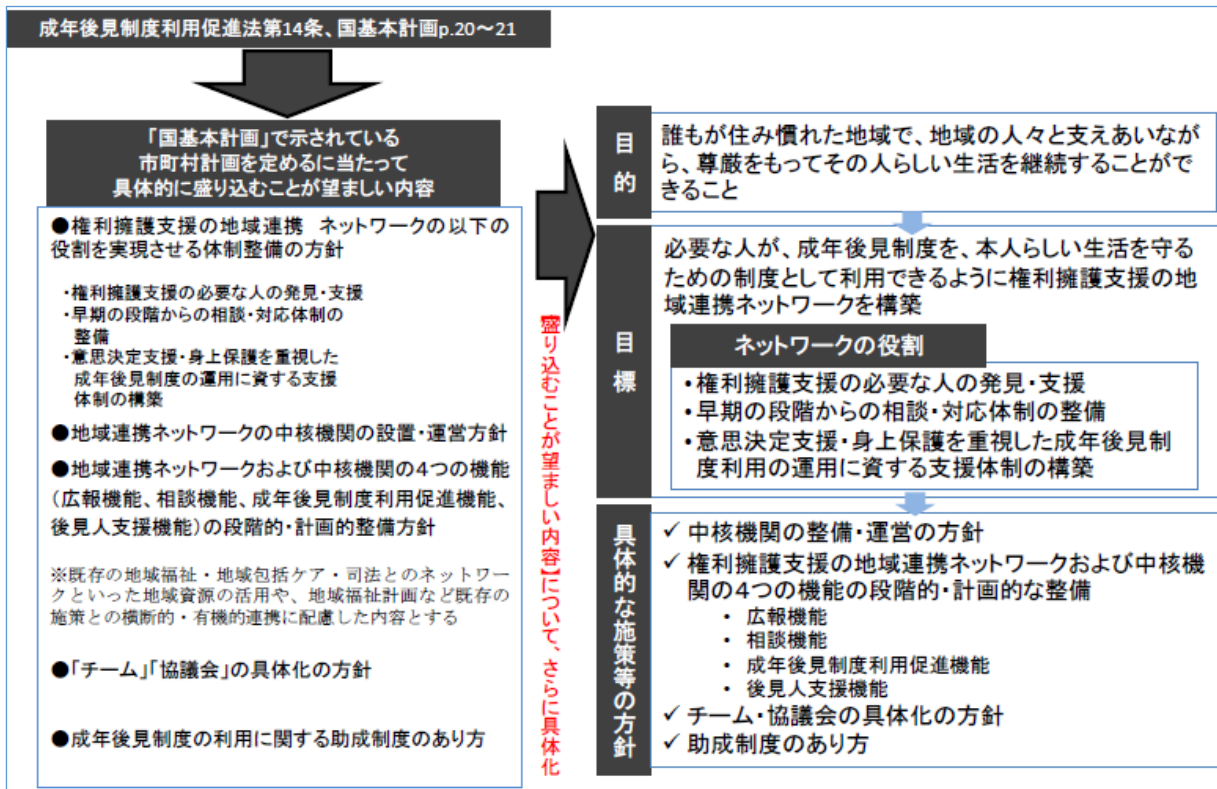
(1) 身近で大切な人の心の声に気付き、気軽に相談できる体制づくり（地域福祉計画 71ページ）

あらゆる機会を通じて自殺リスクを早期発見・早期対応するため、各種関係機関と連携し、包括的支援体制を構築するとともに、自死予防や相談窓口に関する普及・啓発に努めます。

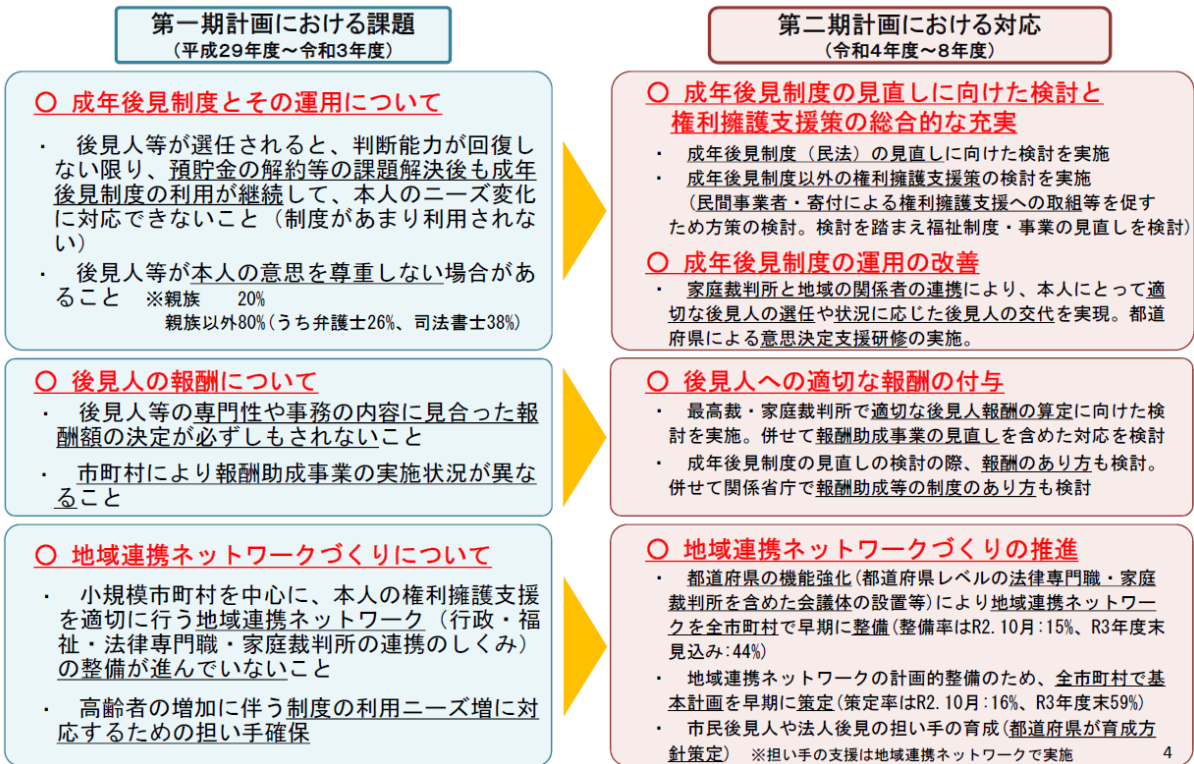
| 振り返り | 事業の見直しや修正 |
|--|--|
| <p>実践目標の自殺死亡率が減少した要因については明確でない。</p> <p>➡R4 年度実績が国統計公表前で比較できないため、R3 実績で評価のままとしています。</p> <p>関係機関も含めた不安や悩みの相談先等の周知・啓発の取組等に取り組んだ。</p> <p>ゲートキーパー養成研修の実施により、自死予防に対する職員の知識向上や支援体制の充実に取り組んだ。</p> <p>分類や属性を問わず、庁舎内で連携して支援するため、重層的支援体制整備事業にて庁内連携会議を開催し、情報共有しながら機運醸成を深めた。</p> <p>学校においては、スクールカウンセラーを中心に児童生徒の抱える悩みに対し、対応を行った。</p> <p>こころの健康づくりについては、リーフレット等の配置にとどまったため、他の形式での啓発が必要である。</p> <p>いじめ対策については、富谷市いじめ問題対策連絡協議会と富谷市いじめ問題対策調査委員会の合同会議を行い、「いじめ防止Q&A」の改定の報告を行ったほか、いじめの防止や初期対応の大切さ等について協議を行った。また、人権、法律、福祉等各専門分野の意見を聞き、具体的な改善策を講じる等、いじめの防止といじめ事案の解決を目指した。</p> | <p>引き続き、自殺予防に関する普及啓発に努めるとともに、人材育成のためのゲートキーパー養成研修を実施し、不安や悩みを抱えた人を多方面から支える支援体制の整備に取り組む。</p> <p>また、市役所職員向けのゲートキーパー養成研修を実施するほか、市民及び関係機関向けの研修実施も視野に入れ、支援の担い手の育成に努める。</p> <p>支援が必要な人がどの窓口で相談しても、しかるべき対応につながるよう、属性にとらわれず、断らない包括的相談支援体制を構築するため、庁内連携会議を継続しつつ、実務職員を巻き込んだ勉強会等を実施し、全庁的な支援体制を構築していく。</p> <p>心の健康づくりについては、リーフレット等の配置に加え、健康推進委員定例会において研修会を実施し、地区健康教室や研修会等においてこころの健康づくりについても推進していく。</p> <p>いじめ対策については、今後も市内学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、問題克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。</p> |
| 推進協議会の意見 | |
| <p>学校現場での子ども同士の関りのなかで、いじめの話題があるが「いじめはあってはならない」ということを原則に、子どもたちに語りかけてもらいたい。</p> <p>市職員向けに実施したゲートキーパー養成講座を、市民向けの講座としても拡げていくことについて期待している。</p> | |

【参考資料①】

○成年後見制度利用促進基本計画



第一期計画の課題と第二期計画における対応について



資料：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

【参考資料②】

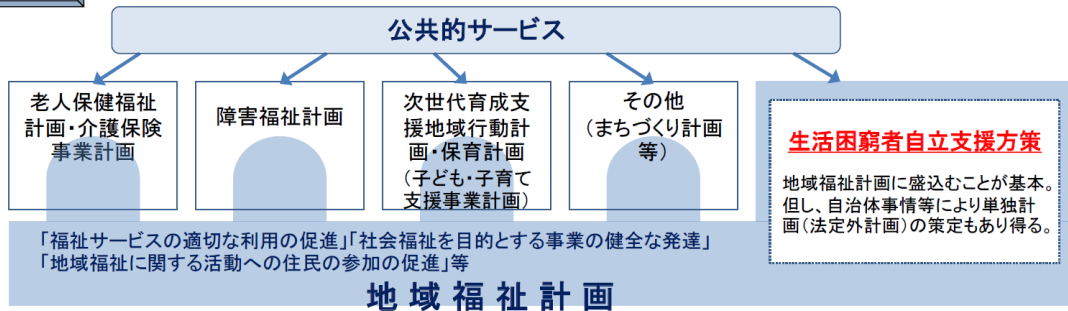
○生活困窮者自立支援計画

生活困窮者自立支援を地域福祉(支援)計画に位置づける意義

- 多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するためには、専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなど、いわゆるインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を検討する必要がある。
- 包括的支援の実現の観点から、労働や保健医療のほか、地域振興その他の分野との連携協働をすすめるには、従来の個別分野別の「福祉」にとどまらない「地域」を基盤とした発想が必要不可欠であり、その推進にあたっては、地域福祉(支援)計画の活用が効果的である。

参考

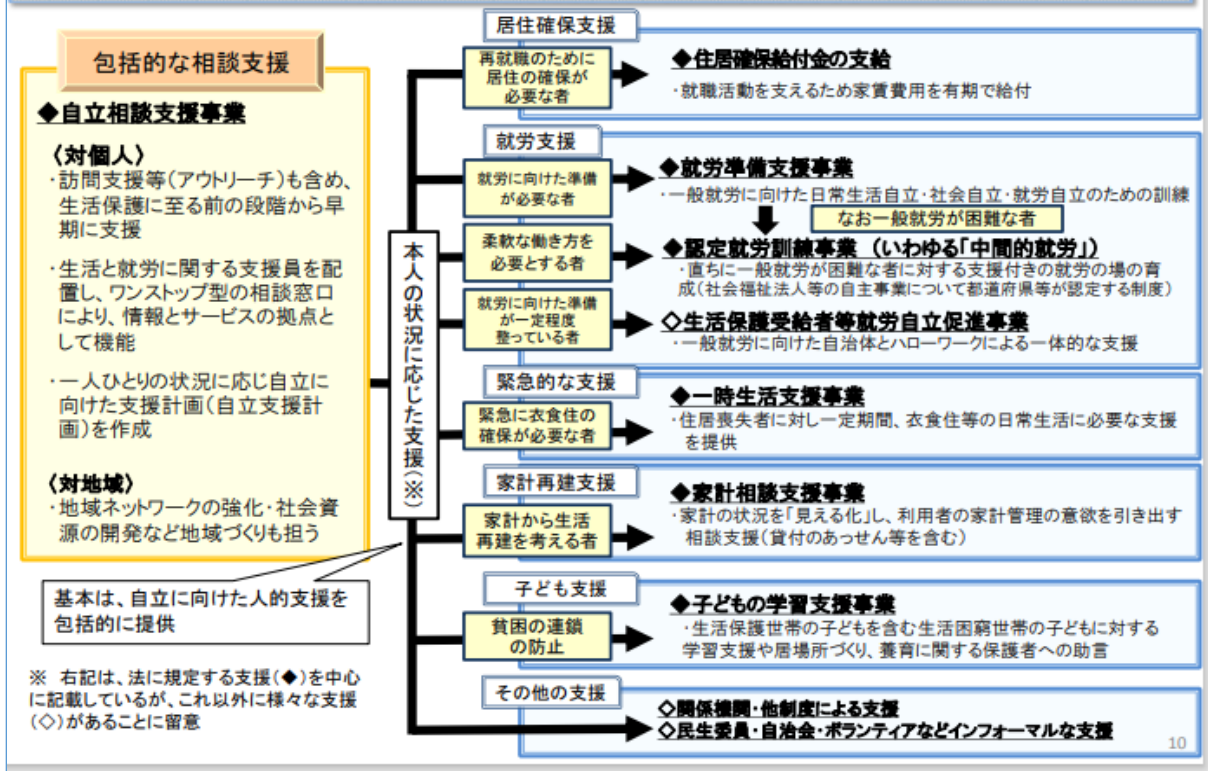
「地域福祉計画と他の福祉計画との関係」と「生活困窮者自立支援方策の位置づけ」



住民等の参加 (策定・評価) 策定指針掲載図表をもとに地域福祉課作成(2014)

- 社会福祉法に基づく行政計画として位置づけられ、進行政管理や評価が計画的に行われる。また、策定や改訂・見直し等の手続き上の住民参加と公表が求められており、考え方や取り組み内容が広く住民・関係者等に周知される。
- 地域福祉(支援)計画は、各分野の個別の行政計画に共通する基盤を構成している。(上図参照)これにより、さまざまな分野のフォーマル・インフォーマルな社会資源との連携等を視野に入れた計画策定が可能になる。

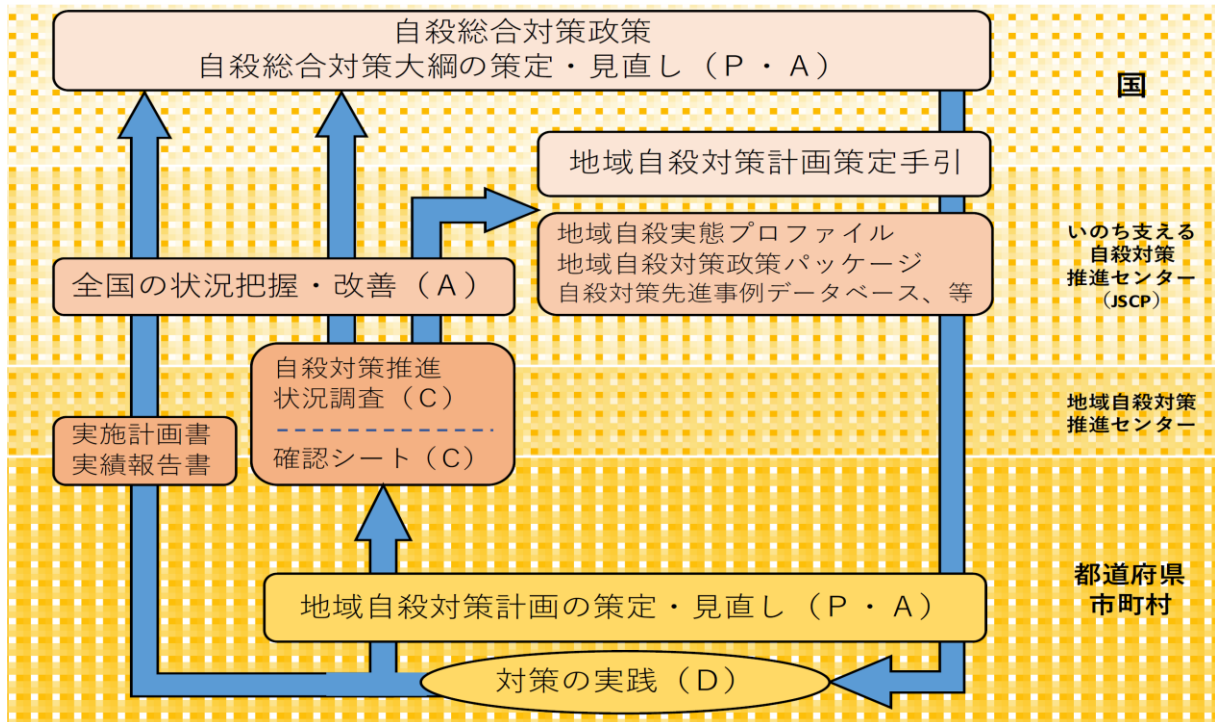
新たな生活困窮者自立支援制度



資料：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

【参考資料③】

○市町村（地域）自殺対策計画



「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
 第3次：平成29年7月25日閣議決定
 第2次：平成24年8月28日閣議決定
 第1次：平成19年6月8日閣議決定

| | |
|--|--|
| <p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す</p> <p>✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等</p> | <p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 9. 遺された人への支援を充実する 10. 民間団体との連携を強化する 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する 13. 女性の自殺対策を更に推進する |
| <p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する | <p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4</p> |
| <p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きることの包括的な支援として推進する 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる 4. 実践と啓発を両輪として推進する 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 6. 自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する | <p>第6 推進体制等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国における推進体制 2. 地域における計画的な自殺対策の推進 3. 施策の評価及び管理 4. 大綱の見直し |

資料：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室